

## 防衛医科大学校病院規則第7号

防衛医科大学校病院個人情報保護委員会規則を次のように定める。

平成17年4月1日

防衛医科大学校病院長 早川正道

### 防衛医科大学校病院個人情報保護委員会規則

改正 平成18年3月31日規則第3号  
平成19年3月30日規則第3号  
平成29年3月30日規則第1号  
令和5年6月29日規則第2号

(目的)

**第1条** この規則は、防衛医科大学校病院における個人情報保護（以下「個人情報保護」という。）の円滑な運営を図るための防衛医科大学校病院個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

**第2条** 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、副院長（医療安全担当）をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 内科部長

(2) 外科部長

(3) 医療情報部長

(4) 看護部長

(5) 病院運営課長

(6) IC及び診療録管理責任者（防衛医科大学校病院医療安全管理規則（平成15年防衛医科大学校病院規則第1号）第3条の2第5号の規定に定める「IC及び診療録管理責任者」と同じ。）

(審議事項)

**第3条** 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 病院における個人情報保護の利用目的、運営及び管理に関すること。

(2) 保有個人情報の開示等の決定判断に関すること。

(3) その他病院における個人情報保護に関すること。

- (4) 提供する診療情報の範囲
- (5) 診療情報を提供することができる対象者の範囲
- (6) 診療情報提供の方法
- (7) 診療情報提供の適否の判断
- (8) その他診療情報提供に関する事項  
(会議)

**第4条** 委員会は、必要に応じ開催する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その審議を主宰する。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を審議することができない。
- 4 委員長は、必要に応じ委員以外の者を出席させることができる。  
(庶務)

**第5条** 運営会の庶務は、事務部病院運営課において行う。

(委任規定)

**第6条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

**附 則**

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、令和5年7月1日から施行する。